		第四条第二項	
申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）	法第五条第二項	国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く。）	第四条第三項及び第四項
関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項	輸入の許可の年月日	関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項	法第五条第三項
		国税関係帳簿書類の全部	第四条第三項第一号
		国税関係帳簿書類の保存	第四条第三項第一号及び第七条
		国税関係帳簿書類に	
関税法第七条の九第二項において準用する法第九条	法第九条	関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の全部	国税関係帳簿書類の全部
		関税関係帳簿書類の保存	国税関係帳簿書類の保存
		関税関係帳簿書類に	国税関係帳簿書類に
保存場所及び納税地等	保存場所及び納税地等	関税関係帳簿書類の保存	第五条第一項第二号及び第六条
法第六条第一項ただし書	法第六条第一項ただし書	関税関係帳簿書類に	第五条第一項第四号
		関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項ただし書	